

お忘れませんか？

救援規程適用申請（2024年4月改定）

高教組規約（救援規程 第二条 第3項）には「組合員の相互扶助の精神を達成するため組合員及び組合の事務に専従するものが次の各号に該当した場合は、この規定により、祝金、慰労金、応援金、見舞金、餞別金、弔慰金を支給する」とあります。それに基づき次の各号の申請用紙を配布しますのでご活用ください。

（3）、（7）を除き、臨時採用教職員部も給付対象となります。

- （1） **結 婚**（第二条 第3項 第一号）・・・「結婚祝金」10,000円
＜必要事項＞ ①結婚年月日の申告 ②結婚相手の名前（旧姓）の申告
※ 配偶者も組合員の場合は、それぞれが請求可能
- （2） **出 産**（第二条 第3項 第二号）・・・「出産祝金」10,000円
＜必要事項＞ ①出産年月日の申告 ②子どもの名前の申告
※ 配偶者も組合員の場合は、それぞれが請求可能
- （3） **加入20年慰労**（第二条 第3項 第三号）・・・「サンクス慰労金」10,000円
通算満20年以上の組合員が対象 ※ 該当者に分会長を通して連絡
- （4） **夫婦・パートナー加入継続**（第二条 第3項 第四号）
・・・「夫婦・パートナー加入継続応援金」2人で計10,000円
夫婦・パートナー（ともに高教組組合員）で加入継続の場合、毎年度1回の申請が可能
＜必要事項＞ ① 結婚等年月日の申告 ② 組合員配偶者・パートナー氏名の申告
※ どちらか一方からの申請。ただし、過年度の申請は受け付けない。
- （5） **長期療養**（第二条 第3項 第五号）・・・「長期療養見舞金」
入院2週間以上、通院1ヵ月以上、入院・通院通算3週間以上・・・10,000円
入院1ヵ月以上・・・20,000円
＜必要事項＞ ① 入院または通院の期間の申告
② 診断書の提出（コピー可、なければ領収書5枚でも考慮）
※ 勤務に服することができないとき（休暇・休職）
※ 同一疾病につき1回、年度をまたいだ場合は年度につき1回申請可能
- （6） **災 害**（第二条 第3項 第六号）・・・「災害見舞金」
火災、台風、地震等による半壊および床上浸水は25,000円、全壊は50,000円
＜必要事項＞ ① 被災年月日の申告
② 「り災届証明書」などの「状況報告書」の提出
※ 間借、借家の場合は、物品に被害があった場合に適用
- （7） **退 職**（第二条 第3項 第七号）・・・「退職餞別金」10,000円
＜必要事項＞ ① 退職年月日の申告 ※ 分会毎にまとめて提出（本部から申請書を送付）
- （8） **死 亡**（第二条 第3項 第八号）・・・「死亡弔慰金」30,000円
＜必要事項＞ ① 死亡年月日の申告 ※ 本部から分会長へ連絡

⑨

各申請の有効期間は、基本的にその事由の発生した日から3年間です。

（4）のみ過年度の申請は受け付けません。

ただし、育児休業等のために3年以上経過した場合は、高教組本部へお問い合わせ下さい。